

2025年9月

京都社会福祉事業企業年金基金
入会法人・加入者 各位

京都社会福祉事業企業年金基金
一財) 京都府民間社会福祉施設職員共済会
事務局

互選代議員の選挙および選定代議員の選定について

平素は、基金*1及び共済会*2の業務運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当基金の代議員が任期（2年）満了による次期選任のため選挙・選定等を実施いたしますのでご案内いたします。

なお、共済会ホームページでの本紙の掲載が互選代議員選挙の公示となります。

*1「基金」（退職金制度）…京都社会福祉事業企業年金基金

*2「共済会」（福利厚生制度）…一般財団法人京都府民間社会福祉施設職員共済会

<補足－役員選任について－>

1.従来通り、共済会は基金の母体として、基金の運営、指導を行うことから、役員候補を同一としています

共済会：理事・監事

=

基金：代議員

2.選挙、選定候補者

→**基金役員の候補者は、前回と同じく、共済会の理事・監事が候補者です。**

3.その他

基金の代議員の内、互選代議員は選挙により選任されますが、**候補者が定数を超えない限り、無投票当選となります。**

なお、候補者である共済会の理事・監事以外の者が、立候補すると、定数超過のため選挙・選定となります。

1.代議員の選任について（2種類）

(1) **互選代議員**：加入者（職員会員）の**立候補者から選挙により選出**

- ・定数：7名
- ・公示第1号に基づき「互選代議員の選挙」を執行します。（立候補の受付開始）
* 公示内容、立候補受付期間や選挙日は、本紙（裏面）をご覧ください。

<互選代議員の選挙について>

- ・立候補者が定数を超えずに無投票となった場合、選挙日の5日前までに当選が確定します。

* 定数超過により選挙を実施する場合、立候補者は加入者10人以上の推薦が必要

(2) 選定代議員 (法人等から選定委員が選出)

- ・定数：7名
- ・候補者の選任方法
→ 「選定委員」が、選定代議員を選定します。

<選定委員について>

- ・当基金の母体である共済会の評議員（内、事業所の管理者の者）：3名
- ・基金の全入会事業所は、共済会の入会事業所であること、評議員は、事業所が所属する各種団体の代表として就任されていること、共済会は基金の母体であること等により、共済会へ評議員に選定代議員の選定を依頼しています。

2. 「選定代議員」の選定と「互選代議員」の選挙の主な日程について

[互 選]	選挙の公示	9 月 1 日	公示1号
[互選/選定]	代議員選定の案内	同 日	本紙を加入法人等へ送付
[互 選]	立候補の締切	9 月 16 日	午前10時まで
[互 選]	<u>当選者の通知・公示</u>	同 日	(無投票当選の場合)
[選 定]	<u>選定代議員の選定</u>	同 日	選定委員会で選定された候補者
[選 定]	選定代議員の公示	同 日	選定された代議員の公示
[互 選]	(選挙日)	9 月 25 日	(投票の場合/11:00より)

- ・公示1号（様式第6号）の原本は、共済会事務局に掲示しております。

*本紙をもってみなさまへの公示のご案内にかえております。

- ・代議員の任期：本年10月8日から2年間

3.その他

・候補者が定員を超えない場合は、無投票当選となります。

- ・本紙は、基金（共済会）のホームページでの掲載や事務局事務所で掲示等を行っています。
- ・当選結果は、事務局事務所に掲示および広報等でご報告します。
- ・代議員選任後、理事・監事の任期改選をします。（代議員内で選挙、選任）

4.参考

- ・代議員に関する当基金の規約条文（抜粋）

第7条 この基金の代議員の定数は、14人とし、その半数は、実施事業所の事業主(以下「事業主」という。)において事業主(その代理人を含む。)及び実施事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入者において互選する。

- ・ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。(075-252-5888) 以上